



目次

1. 認定こども園とは	1
2. 認定について	2
3. 認定の要件	3
4. 利用調整（基準細目と調整指数）	4
5. 途中入園・認定内容の変更・退園について	6
6. 保育料について	6
7. 給食費について	6
8. 一時保育・延長保育・預かり保育・体調不良児対応型保育について	7
9. 1号認定(幼稚園・幼稚園部)の長期休暇について	8
10. 広域入所について	8
11. 申込みに必要な書類	9

入園申込み期間



かつらぎ町

1. 認定こども園とは

幼稚園及び保育所等における小学校就学前のこどもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

認定こども園(保育所部)	保護者の就労や病気等により、日中に児童の保育にあたることができない場合に、保護者に代わってこどもを保育する児童福祉施設です。認定を受けることができるのは、保育の必要性を受けたこどもです。(「集団生活を体験させたい」等の理由では認定できません。)
認定こども園(幼稚園部) ・幼稚園	小学校に就学する前のこども(3～5歳児)に幼児教育を行い、集団生活を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を育てていく施設です。保育の必要性は不要です。

○入所対象児童

入園対象となるのは、かつらぎ町に住民登録(予定者を含む)のある、満6か月から就学前のこどもです。

受け入れ年齢は、その年の4月1日現在の満年齢を基準とします。

乳児(0歳児)	令和8年4月2日生～(原則、満6か月を過ぎた翌月から入園可能)
1歳児	令和7年4月2日生～令和8年4月1日生
2歳児	令和6年4月2日生～令和7年4月1日生
3歳児(年少)	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
4歳児(年中)	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
5歳児(年長)	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生

かつらぎ町のこども園・幼稚園

◆こども園

施設名	定員	住所	電話番号	開園時間	備考
佐野こども園 ・保育所部 ・幼稚園部	260名	佐野 827 番地の1	22-6260 22-6262	(平日)7:00～19:00 (土曜日)7:00～13:00 ・保育所部基本時間 (平日)8:30～16:30 (土曜日)8:30～11:30 ・幼稚園部基本時間 (平日)8:30～14:00	・一時保育 ・延長保育(保育所部) ・預かり保育(幼稚園部) ・体調不良児対応型保育
三谷こども園 ・保育所部 ・幼稚園部	200名	三谷 1650 番地	23-3730 23-3755		

◆幼稚園

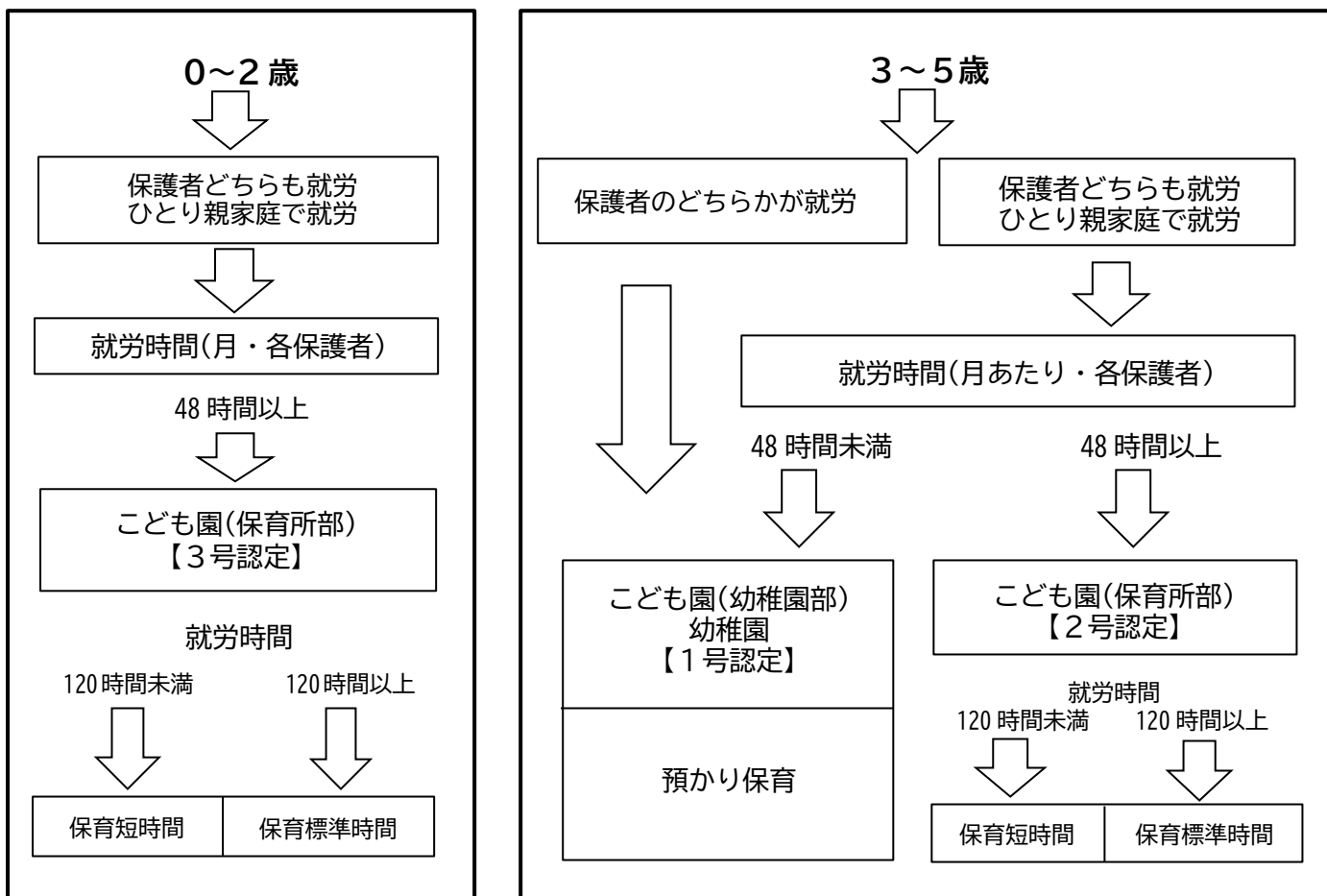
施設名	定員	住所	電話番号	開園時間	備考
花園幼稚園	15名	花園梁瀬 664 番地の5	0737-26-0123	8:30～14:00	・預かり保育
聖心幼稚園	15名	笠田東 577 番地	22-1336	9:30～14:30	・預かり保育 (詳細は園にご確認ください)

2. 認定について

こども園、幼稚園に入園するためには、かつらぎ町による認定（支給認定）を受ける必要があります。この認定を受けない方は、こども園等を利用することができません。

○支給認定の対象範囲

こどもの年齢(令和9年4月1日時点)



○保育必要量(園を利用できる時間)

認定時に保育必要量(利用可能時間)の認定を行います。保育標準時間又は保育短時間のどちらかになります。

保育必要量	1日あたり利用可能時間	保育を必要とする事由のうち、就労等の時間要件
保育標準時間	最長 11 時間 (開園時間から最長 11 時間)	月 120 時間以上 <原則週 4 日以上> (おおむね 1 日 6 時間以上かつ 20 日以上)
保育短時間	最長 8 時間 (基本保育時間 8 : 30～16 : 30)	月 48 時間以上 <原則週 4 日以上> (おおむね 1 日 3 時間以上かつ月 16 日以上)

※開園時間から 11 時間を超える利用は、延長保育(有料)となります。

3. 認定の要件

こども園（保育所部）等へ入園できるのは、保護者(父母ともに)が次のいずれかに該当し、家庭において保育ができないこどもに限られます。

- ・ 就労(フルタイムのほか、パート、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む)
注意：月 48 時間以上(おおむね 1 日 3 時間以上かつ月 16 日以上)の就労時間が必要です
- ・ 妊娠・出産 ※1
- ・ 保護者の疾病・障がい
- ・ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動（起業準備）※2
- ・ 就学・職業訓練 ※3
- ・ 虐待や DV のおそれ
- ・ 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること ※4
- ・ その他、上記に類する状態として町が認める場合 ※5

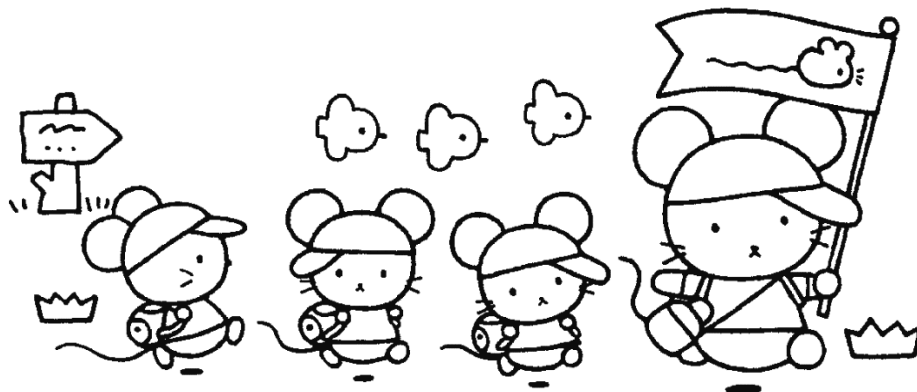
※1 出産予定日の 8 週前の属する月の 1 日から認定可能です。又、出産日から起算して 8 週間を経過する日が属する月の末日まで認定します。

※2 求職活動（起業準備）開始日から起算して 90 日間を経過する日が属する月の末日まで認定します。

※3 卒業又は修了予定日が属する月の末日まで認定します。

※4 保育利用の公平性を勘案し、町長が認める期間を認定します。

※5 保育必要事由、こども・保護者の状態を勘案し、町長が認める期間を認定します。



4. 利用調整(基準細目と調整指数)

利用調整とは、かつらぎ町が定める利用調整の基準に基づき優先順位をつけ、保育の必要性に応じて町が施設の利用を調整することです。

保育の必要性(事由)についての基準細目								
	保育の必要性の事由		対象	細目		基準指数	実施期間	備考
①	就労※1	居宅外就労	常勤	週5日以上(不規則の場合は、月20日以上)	8時間以上の就労を常態とする場合(160H)	20	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末月まで	
					7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合(140H)	19		
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(120H)	18		
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(100H)	17		
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(80H)	16		
			パート	週4日(不規則の場合は、月16日以上)	7時間以上の就労を常態とする場合(112H)	17		
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(96H)	16		
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(80H)	15		
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(64H)	14		
					3時間以上4時間未満の就労を常態とする場合(48H)	13		
		農林漁業者	中心者	週5日以上(不規則の場合は、月20日以上)	6時間以上の農林漁業を常態とする場合(120H)	15		
					4時間以上6時間未満の農林漁業を常態とする場合(80H)	13		
			協力者	週4日(不規則の場合は、月16日以上)	5時間以上の農林漁業を常態とする場合(80H)	11		
					3時間以上5時間未満の農林漁業を常態とする場合(48H)	9		
					その他	上記の他、勤務の態様から保育の必要性が認められる場合(セールス等歩合、売上制他)		12
	居宅内就労	自営	中心者	週5日以上(不規則の場合は、月20日以上)	8時間以上の就労を常態とする場合(160H)	18		
					7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合(140H)	17		
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(120H)	16		
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(100H)	15		
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(80H)	14		
			協力者	週4日(不規則の場合は、月16日以上)	7時間以上の就労を常態とする場合(112H)	15		
					6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(96H)	14		
					5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(80H)	13		
					4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(64H)	12		
					3時間以上4時間未満の就労を常態とする場合(48H)	11		
			内職等	中心者/協力者	内職を常態とする場合	自営より(-5)		
②	妊娠、出産	通常出産	産前産後の休養を必要とする場合(出産予定日の前後8週間)	15	産前産後8週間以内			
		通常以外	絶対安静、入院等、日常生活に支障をきたす旨の診断書が出た場合	20				
③	疾病、負傷、障害	疾病又は傷害	居宅内	入院	長期(1ヵ月以上)の入院(確定している場合含む)	20	入院、療養を要しなくなる月の末日まで	
				常時病臥		20		
					特定疾患又は感染性			20
					一般療養	常時安静又は通院頻度が週3回以上ある場合 上記以外(1ヵ月以上の診断書有りの場合)		16
				12				
		心身障がい	精神		精神障がい者保健福祉手帳1級を有している場合	20	期間に定めがある場合は、期間が満了する月の末日まで	
					精神障がい者保健福祉手帳2～3級を有している場合	16		
			療養		療育手帳Aを有している場合	20		
					療育手帳Bを有している場合	16		
④	介護、看護※2	同居又は長期入院等している親族の介護、看護	病院、施設付添	週5日以上	付添を常態とする場合	①居宅外就労(外勤)に準ずる	付添、送迎、介護を要しなくなる月の末日まで	
				週4日	付添を常態とする場合	①居宅外就労(外勤)に準ずる		
				週5日以上	送迎を常態とする場合	13		
				週4日	送迎を常態とする場合	11		
			居宅介護(別居している児童の祖父母含む)		重度障がい者等の全介護が必要な場合	20		
					常時観察と介護(食事、排泄、入浴)が必要な場合(全介護を除く)	16		
					上記以外の観察と介護が必要な場合	12		
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災等による家屋損傷、その他災害復旧に当たっている場合				20	災害復旧が終了する月の末日まで	
⑥	求職活動(起業準備)	就労先内定	中心者、その他	内定先からの証明書がある場合		①居宅外就労(外勤)より(-2)	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末月まで	
		就労先未定(起業準備中)	中心者、その他	求職活動(起業)の為、日中外出(準備)を常態としている場合		8		
⑦⑧	就学、職業訓練(技能取得)※1		在学(通学)		8時間以上の就学、職業訓練を常態とする場合(160H)	18	就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで	
					7時間以上8時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(140H)	17		
					6時間以上7時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(120H)	16		
					5時間以上6時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(100H)	15		
					4時間以上5時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(80H)	14		
					7時間以上の就学、職業訓練を常態とする場合(112H)	15		
					6時間以上7時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(96H)	14		
					5時間以上6時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(80H)	13		
					4時間以上5時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(64H)	12		
					3時間以上4時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(48H)	11		
⑨⑩	児童虐待、DV(配偶者への暴力)		児童 配偶者	児童	児童虐待の恐れがあると認められる場合	20	恐れがなくなった月の末日まで	
				配偶者	配偶者からの暴力により育児が困難と認められる場合	20	保育の必要性がなくなった月の末日まで	
					(新入園児との審査選考に入れないが、原則1年間とする)	-	保育の必要性がなくなった月の末日まで	
⑪	育児休業時における在園児の継続利用		(ひとり親)	死亡、未婚、離婚、行方不明、拘禁等の場合		20	保育の必要性がなくなった月の末日まで	
				別居	離婚調停中の別居等の場合	18		
				特例	前各号に掲げるものの他、町長が各前号に類すると認めた場合	5～20		

※1 就労、就学時には通勤、通学時間は含まない。日数、時間は実績等を優先する。
※2 介護、看護の親族は3親等以内を対象とする。

備考 1 父母の保育の必要性の要件及び理由、状況に応じ、基本指数を設定する。
2 父母それぞれの基本指数の合算を、入園(所)申込児童の基本指数とする。
3 上表で父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本指数が高い方の要件を採用する。
4 要件①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は休憩時間を含めるものとする。
また、不規則勤務、シフト勤務等、標記の就労日数及び時間数にうりがたい場合は、別途判断する。
5 保育の必要性を判断する証明書等の提出のない場合、あるいは書類に不足がある場合は、当該保護者の基本点数を1/2とする。
6 審査選考時点(一斉入園(所)選考の場合は別途定める日時点)において就労等の事実が確認できない場合は、就労内定扱い(-2)とする。
7 特に定めのある場合を除き、入園(所)希望日を基準日とする。但し、4月入園選考は11月末日とする。

優先利用の調整指数

		世帯（児童を取り巻く環境等特殊な事情）の状況	調整指数	対象
1	ひとり親世帯	①ひとり親世帯（他に同居親族がいても常時保育にあたることができない場合を含む）	+9	世帯に加算
2	生活保護世帯	②生活保護受給世帯（就労による自立支援につながる場合）	+6	世帯に加算
3	生計中心者の失業	③生計中心者が失業し、求職活動をしており、勤務先が未定の場合（倒産や解雇の証明有の場合。自己都合は除く）	+5	世帯に加算
4	児童虐待やDV	④児童虐待やDVなど社会的養護の必要性がある場合（緊急度が高い場合）	+10	世帯に加算
5	子どもが障がい	⑤申込児が障害を有する場合（集団保育を必要とする場合）	+4	世帯に加算
6	育児休業後の復職	⑥保護者が育児休業後に復職予定の場合	+3	世帯に加算
		⑦育児休業取得により一時退園（所）しており、育休明けに再入園（所）の場合	+4	世帯に加算
7	兄弟同時入園（所）	⑧兄弟姉妹が在園（所）している保育園（所）、こども園へ新規入園（所）を希望する場合	+5	世帯に加算
		⑨兄弟姉妹で同じ保育園（所）、こども園へ同時に新規入園（所）を希望する場合	+4	世帯に加算
		⑩兄弟姉妹が在園（所）している保育園（所）、こども園へ転園（所）を希望する場合	+5	世帯に加算
8	地域型保育事業の利用	⑪小規模保育事業など地域型保育事業の利用（卒園）児童の場合	+7	世帯に加算
9	就労状況	⑫保護者のいずれかが単身赴任や海外勤務等による不在の場合（1年以上）	+3	世帯に加算
		⑬保護者が町内の保育園（所）、こども園に就労又は内定している場合（保育士に限る）	+2	世帯に加算
		⑭保護者の就労実績が（申込時点で）1ヵ月未満である場合	-1	父母それぞれに加算
		⑮就労先内定の就労開始時期が未定の場合（入園（所）希望日を超える場合）	-1	父母それぞれに加算
	家庭状況	⑯両親ともに不在である場合	+15	世帯に加算
		⑰保護者のいずれかが家庭事情により別居状態である場合（継続的な場合）	+4	世帯に加算
		⑱離別、死別後で緊急に生計費を得るための就労を要する場合	+3	世帯に加算
		⑲介護、看護を必要とする家族が複数いる場合（基準細目④の介護、看護）	+2	世帯に加算
		⑳未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に加算
		㉑特別な事情による転園（所）希望の場合（離婚、遠距離、転勤、転職、転居、転入、延長保育申込等）	+1	世帯に加算
		㉒同じ認定こども園内で教育時間相当利用児から教育保育時間相当利用児へ転園希望する場合	+1	世帯に加算
		㉓同居の親族（20歳以上65歳未満）が無職で、申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合（就労証明書等の添付がある場合を除く）	-3	世帯に加算
	施設状況	㉔現在入所（園）している町内の保育施設（認可外含む）が廃所（園）又は閉鎖する場合（町のこども園化を除く）	+1	世帯に加算
	待機児童	㉕前年度又は当年度（6ヵ月以上）待機申請している場合	+3	世帯に加算
		㉖前年度又は当年度（3ヵ月以上）待機申請している場合	+2	世帯に加算
		㉗前年度又は当年度（3ヵ月未満）待機申請している場合	+1	世帯に加算
	滞納（歴）	㉘兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（24ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-4）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-8	世帯に加算
		㉙兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（18ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-3）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-6	世帯に加算
		㉚兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（12ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-2）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-4	世帯に加算
		㉛兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（6ヵ月以上）未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合（-1）（兄弟姉妹分の場合は月数を累計する）	-2	世帯に加算
		㉜兄弟姉妹が在所（園）児又は卒所（園）児で、正当な理由なく保育料（3ヵ月以上）未納がある場合	-1	世帯に加算
	必要性の報告等	㉝児童相談所（公的機関）等から保育の必要性がある旨の報告（意見書）等を受けた場合	+2	世帯に加算
		㉞保育施設長から保育の必要背である旨の報告（意見書）等を受けた場合	+1	世帯に加算
	緊急	㉟その他、児童福祉の観点から町長が緊急に保育の必要性を認める場合	+1～+10	世帯に加算

◎算定方法 保護者のそれぞれについて、事由（要件）により基準指数を求め、本表の調整指数を合算し、当該世帯（申込児）の指数とする（積上げ方式）

申込児

住所

第1希望所（園）

歳児

兄弟姉妹同時入所（園）

兄弟姉妹在所（園）児

基準指数（父）	+	基準指数（母）	+	調整指数	=	合計
---------	---	---------	---	------	---	----

5. 途中入園・認定内容の変更・退園について

①途中入園について

受付開始日	入園希望日 3ヶ月前の月の 10 日以降から申込書類の提出が可能
受付締切日	第 1 締切日…入園希望日 2ヶ月前の月の 10 日まで 第 2 締切日…入園希望日 1ヶ月前の月の 10 日まで ※10 日が土日祝の場合は、直前の平日を締切日とします
利用の決定	各締切日の月の中旬に通知します

※入園は原則、毎月 1 日です。(都合により、入園日の調整を行う場合があります。)

※定員の都合上、利用調整をさせていただくことがあります。

②認定内容の変更、退園について

提出書類	内容等
施設型給付費等 支給認定変更申請書(兼こども園等転園・退園申請書)	【認定内容の変更】 保護者変更、認定区分/保育必要量、保育必要事由の変更がある場合 ※提出は、希望日の 2 週間前まで(土日祝の場合は直後の平日)に必要書類を添えて変更申請書を提出 ※変更日は、原則毎月 1 日
	【退園について】 退園希望の 2 週間前まで(土日祝の場合は直後の平日)に変更申請書を提出 ※退園は、原則毎月末日

※認定内容等の変更がある場合、こども未来課子育て支援係までご連絡ください。変更申請書をお渡しします。

6. 保育料について

①対象者

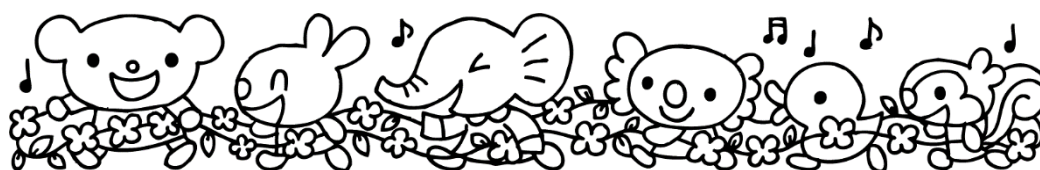
こども園・幼稚園を利用する 0 歳児から 5 歳児までのすべてのこどもの保育料が無償です。

②保護者負担

行事費などは保護者負担となります。

7. 給食費について

かつらぎ町では、給食費の補助を行っています(上限月額 5,500 円以内)。



8. 一時保育・延長保育・預かり保育・体調不良児対応型保育について

① 一時保育とは・・・

内容	○対象：原則町民で満6ヶ月以上から就学前 父母及び扶養義務者の就労や通院などの事情でお子さんの保育にあたれない場合に一時的にお預かりする事業。 ※事前に申請が必要(原則7日前まで) ※原則、週3日までの利用 ※初めて利用される場合は、園にて面談が必要 ※利用日について、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください	
利用時間	午前8時30分から午後4時30分まで	
利用料金 (月額)	2歳児まで	1,600円
	3歳児	1,300円
	4歳児から	1,100円

※4月1日現在の満年齢を基準とします。

※申請書、就労証明書を提出して、「保育の必要性の認定」を受けた場合、一時保育の利用料が無償化されます。認定には条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

② 延長保育とは・・・

内容	○対象：保育所部在園児 父母及び扶養義務者の就労など、やむを得ない事情でお子さんの保育にあたるできない場合に保育時間を延長する事業。就労時間や通勤時間など、ご家庭の事情を考慮して利用の決定をします。 ※事前に申請が必要(原則、利用月前月の末日まで)	
利用料金(月額)	午後6時01分から午後7時00分	100円

例) 午後6時30分に降園 → 100円

※延長保育利用料金は有料です。(保育料無償化対象外)

③ 預かり保育とは・・・

内容	○対象：幼稚園・幼稚園部在園児 父母及び扶養義務者の就労などの事情でお子さんの保育ができない場合にお預かりする事業。 ※事前に申請が必要(原則、利用月前月の末日まで) ※原則、週3日までの利用 ※平日のみ	
利用料金(月額)	午後2時01分から午後4時30分	400円

※申請書、就労証明書を提出して、「保育の必要性の認定」を受けた場合、預かり保育の利用料が無償化されます。認定には条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

育児支援助成事業 (紀州っ子いっぱいサポート)	3子以降のお子さんが一時保育を利用した場合、年額 15,000 円まで利用料を助成します。(利用料をお支払いいただいてから、申請により助成します) ※申請については条件がありますので、詳細はお問合せください。
利用料金の減免 (延長保育料、預かり保育料)	生活保護世帯、ひとり親世帯(市町村民税非課税世帯又は市町村民税が均等割のみ)に該当する場合に減免します。
利用料金の支払い	利用月の翌月に利用した園を通じて請求しますのでお支払いください。後日、園から領収書をお渡します。

④ 体調不良児対応型保育とは・・・

こども園の在園児で、教育・保育中に体調不良（微熱・軽微な怪我）となった場合、安心かつ安全な体制を確保し、保護者がお迎えに来るまでの間、緊急的な対応をする事業です。(保健室には看護師が常駐しています。)

あくまで応急的な看護等をおこない、必要があれば医療機関を受診しますが、園から連絡があった場合、できるだけ早急にお迎えに来てください。

9. 1号認定(幼稚園・幼稚園部)の長期休暇について

1号認定の教育標準時間を利用している幼稚園・こども園（幼稚園部）の幼児は夏季・冬季・春季休暇があります。

10. 広域入所について

里帰り出産や勤務地等の理由により他市町村のこども園等を利用できる制度です。申請については、住所を有する市町村で行いますので、詳細はお問合せください。



1 1. 申込みに必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（兼現況届兼こども園等利用申請書）

※幼稚園・こども園（幼稚園部）への入園を希望する場合、①のみ提出してください。

②保育時間申出書

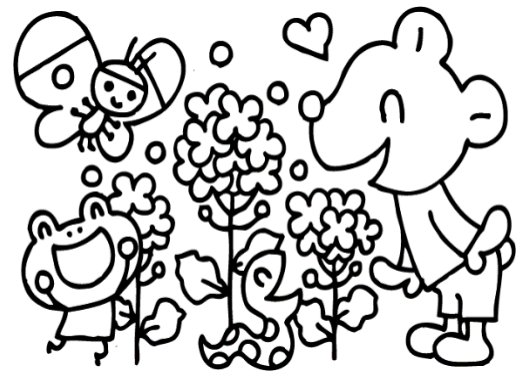
③保育の必要性を確認するための書類

※同時入園を希望される場合は、②③は年長児のみ提出してください。

※保護者(父母いずれも)及び扶養義務者(同居している方全員)について次の該当する書類を提出してください。

保育を必要とする事由	提出書類
就労のうち ・外勤等及び内定者	・就労証明書 (育児休業から復帰する場合は、就労証明書の当該欄についても記載されているか確認ください) ※事業所に、就労証明書の作成を依頼してください。
就労のうち ・自営業の協力者 ・親族経営への勤務 ・農業の協力者及び従事者 ・在宅ワーカー等	・就労証明書 ※勤務している方は事業所に、自営業・農業の協力者はその中心者の方に就労証明書の作成を依頼してください。
就労のうち ・自営業や農業の中心者	・就労申告書 ※営業・農業申告をしている直近の確定申告書の控の写し、又は自営がわかる書類(開業届・出荷証明書等)の提出が必要です。
就労のうち ・内職	・就労証明書
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し(父母の氏名、分娩予定日のページの写し)
疾病・障がい	・診断書 ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し
介護・看護	・介護を受けている方の身体障害者手帳の写し ・介護保険証の写し ・診断書
災害復旧	・り災証明書 ・申立書
求職活動(起業準備)	・申立書(求職中・起業準備) ※ハローワークの登録証の写し等の提出が必要 (ハローワークに行かれた方のみ)
就学・職業訓練	・学生証の写し ・在学証明書の写し等
虐待やDVのおそれ	・申立書 ・配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書
その他	・町が必要と認める書類

MEMO



入園申込み期間

☆ 受付期間 令和8年10月15日（木）～令和8年10月30日（金） ☆

※土・日は除きます。

※「令和9年4月に入園を希望される場合」は、受付期間内に提出してください。

※必要書類は全て揃えて提出してください。不足書類や記入漏れのある場合は、受付することができません。

ご確認の上、提出をよろしくお願いいたします。

※受付期間内に申請をされた方について、翌年1月下旬に内定の決定を予定しています。

受付期間終了後の申請は随時内定の決定を行います。なお、入園の決定は先着順ではありません。

※申請書等は、記入例を参照し、記入してください。

ご不明な点がございましたら、こども未来課子育て支援係
までお問い合わせください。

-問い合わせ先-

〒649-7192

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町教育委員会

こども未来課 子育て支援係

TEL 0736-22-0303

FAX 0736-22-7102

MAIL kodomo-kosodate@town.katsuragi.lg.jp

